# 令和７年度　東京都立総合工科高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和７年４月１日
校　　長　　決　　定

## １　いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめは絶対に許さないという姿勢でのぞむ。
（２）いじめにあたっては、個人が抱え込むことなく教職員全員で対応する。
（３）いじめであるかどうかという議論よりも被害を受けた生徒の問題解決に取り組む。
　　いじめであるかどうかは、受け取り側の認識であるという前提からスタートする。
（４）いじめは見えにくい構造をしていることを理解する。
　　探す努力をしなければ見つからない。情報交換で疑いがあれば対応する。

## ２　学校及び教職員の責務

・教員の指導力の向上と組織的対応に学校一丸となって取り組む。
・子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す。
・周囲の子供がいじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくりをめざす。
・保護者、地域、関係機関との連携を重視し、社会総がかりで取り組む。

## ３　いじめ防止等のための組織

### （１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

いじめの防止のための取組を実効的に行うために、「学校いじめ対策委員会」を設置する。いじめが起こらないよう調査・観察の中心となり、いじめと疑われる情報があった場合には、生活指導部・学年を中心に情報を収集したうえで会議を開く。また、定期的にいじめ防止に関する取り組みのために情報交換や取り組みへの評価・修正を行う。

イ　所掌事項

〇いじめ防止等の取組内容・年間計画の作成・実行・検証・修正
〇いじめに関する相談・通報への対応
〇いじめの情報収集と対応の検討、指導の実施
〇いじめ事案の報告

ウ　会議

定期的に副校長が招集し、いじめの有無と現状の把握、生徒指導の状況について話し合う。また、各教職員・保護者等より情報があった場合は、緊急に招集し、情報の確認と対策について話し合う。

エ　委員構成

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・１学年主任・２学年主任・３学年主任
・当該担任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

### （２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

重大事態発生時において、さまざまな専門家から意見聴取を行い、解決に向けた協力が得られる体制を構築する。

イ　所掌事項

〇被害生徒の状況の把握と問題の拡大の防止についての意見交換

〇加害生徒の対応についての意見交換

〇周囲の生徒への精神的ケアへの意見交換

〇社会的問題への対応についての意見交換

ウ　会議

重大事態が発生した場合、学校いじめ対策委員会の要請により招集し会議を行い、問題の解決に向けた意見聴取及び協力体制を確認する。

エ　委員構成

弁護士、臨床心理士、警察関係者、スクールソーシャルワーカー、児童相談所・子ども家庭支援センター担当者、主任児童委員等に協力を求める。

４　段階に応じた具体的な取り組み

（１）未然防止のための取り組み

ア　学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ

・生活指導部による生活状況調査の実施

・面接週間（１１月）

イ　いじめに関する研修の実施

・研修センターの研修会結果の校内への連絡の徹底

・いじめ等のアンケートの実施　生活指導部会において研修実施

・生活指導部主催の生活状況調査（いじめ等含む）による校内研修実施

ウ　いじめに関する授業の実施

・保健において年に３回の授業を計画

エ　生徒会等による主体的な取り組み

・ボランティア活動の実践

・文化祭等での取り組み

オ　東京都教育委員会からの情報の全教職員への徹底

・朝の連絡会での連絡。情報が徹底できるように配慮する

（２）早期発見のための取り組み

ア　定期的な「生活状況調査」の実施

・集計結果で得られた情報を検証・指導・対応していく

イ　スクールカウンセラーによる全員面接

・５月末までに実施。問題点についていじめ防止対策委員会へ連絡・対応

ウ　定期的な個人面接の実施

・成績会議後の学年による個人面談

・面接週間の実施（１１月）

エ　生活指導部による校内巡視

オ　関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

カ　学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

・子供の行動の記録、ファイリングの徹底

・ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

キ　保護者・地域との連携

・ＰＴＡ活動の活性化（学校便りや保護者会の積極的な活用・保護者相談の実施）

・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの保護者への紹介

・学校運営連絡協議会での情報交換

（３）早期対応のための取り組み

ア　学校いじめ対策委員会を核とした対応

・把握した情報に基づく対応方針の策定

・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

イ　被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取り組み

・被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

・加害の子供に対する組織的・継続的な観察と指導

・いじめを伝えた子供の安全確保

・東京都教育委員会の作成したいじめ防止カードの活用

ウ　所管教育委員会・関連機関との連携

・所管教育委員会への報告と支援の要請

・学校サポートチームを通じた警察・児童相談所などとの連携・協力

エ　保護者・地域との連携

・いじめ対策保護者会の開催

・ＰＴＡの活用

・地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

（４）重大事態への対処

ア　被害生徒の保護・ケア

・被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマン保護

・スクールカウンセラーによるケア

・家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

イ　加害の生徒への働きかけ

・別室での学習の実施

・警察への相談、通報

・懲戒や出席停止　　特別指導委員会による慎重な協議

・加害の生徒とその保護者に対するケア

ウ　所管教育委員会・関連機関との連携

・所管教育委員会への報告と連携

・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

・東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

エ　保護者・地域との連携

・いじめ対策緊急委員会の開催

・ＰＴＡの活用

・民生、児童委員等との連携

オ　いじめ防止対策推進法に基づく対応

・法第２８条に基づく調査

〇当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

〇当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を提供する。

〇当該学校設置者は、同項規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

・法第３０条に基づく再調査

〇地方公共団体が設置する学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

〇報告をうけた地方公共団体の長は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により上記第２８条に基づく調査の結果について調査を行うことができる。

〇地方公共団体の長は、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

〇地方公共団体の長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5　教職員研修計画

（1）　いじめ防止基本方針についての研修

（2）　特別支援教育への理解のための研修

（3）生徒の実態の把握のための研修

・生徒意識調査の分析による集計結果の報告と考察

・担任アンケート調査、教員アンケート調査による情報交換と対策の協議

（4）生徒指導に係る研修

・今後の生徒指導の在り方についての基本的な考え方についての共通理解

6　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

〇保護者会による学校の教育活動への参加

文化祭等への参加・保護者会だよりの制作・各部活動における保護者会との連携

7　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（1）いじめに関連する協議会、研修会への積極的な参加

（2）警察、児童相談所との協力関係の確立（文化祭などへの啓発活動等の依頼）

8　学校評価及び基本方針改善のための計画

（1）学校評価委員会への生徒意識調査の結果の報告

（2）学校運営連絡協議会における意見聴取